






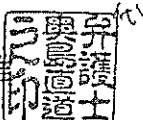



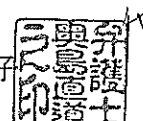
基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
 同第172号、同第197号、同第348号、同第509号
 令和3年(ワ)第254号、同263号、令和5年(ワ)第13号
 原告 入江 須美 外31名
 被告 国 外2名

準備書面18

2023年12月7日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道	
同 草薙 順一	
同 西嶋 吉光	
同 加納 雄二	
同 湯川 二郎	
同 八木 正雄	
同 山中 真人	
同 水野 泰孝	
弁護士奥島直道 復代理人 粟谷 しのぶ	
弁護士奥島直道 復代理人 長野 享子	

第1 福井意見書に基づいて主張を補充する

1 ダム放流事故責任の所在

まず、大東水害最高裁判所判決の判断基準の適用について、ダム放流操作に起因する、特に急激な放流量の増加に基づくダム放流事故については、原則として人為的操作の適切さが問われるから、判決の射程外の問題である。

ダム管理者の操作規則等、放流操作が適切であったか否かを、被害に関する予測可能性、結果回避可能性の観点から厳密に判定すべきである。また、放流事故については、ダム管理者が定める操作規則等、操作規則等に基づく放流操作、ダム管理者から関係機関への通知、ダム管理者自身による一般への周知、関係機関たる自治体、警察等による住民等への避難誘導が複合して被害がもたらされ得るから、それぞれについて、法的責任が生じ得る。しかし、放流事故責任を第一次的に負うべき主体はダム管理者である。

2 ダム操作規則の瑕疵について

操作規則等における洪水調節において、大規模洪水専用、中小規模洪水専用などの区別はあり得ず、いずれの洪水にも対応できる規則等とすべきである。特に、大規模洪水時の人命を含む甚大な被害を想定しない操作規則等は策定してはならない。

操作規則等は、緊急放流をできるだけ避けることができるよう、未曾有の豪雨はもちろん、あり得るあらゆる事態を想定して策定しなければならない。緊急放流に移行するまでの放流量は、臨機応変に調節可能とし、洪水調節容量を想定外に早く消費し尽くし、急激に放流量を増大させて下流に危険をもたらすような操作をしなくて済むように操作規則等を定めるべきである。

野村ダム、鹿野川ダムともに、操作規則、操作細則は、少ない放流量を続けるという一定量方式を採用しており、大規模洪水が生じた時の被害も、対応もほとんど想定していないに等しい違法なものだった。放流方式は、一定率一定量方式が洪水対策に資するとするのが定説であり、堤防整備が完成していな

い段階での放流方式についても一定率一定量方式が好ましいとされている。雨量予測が外れた時も含めて、少なくとも急激な放流量の増加に伴う人命の犠牲を防ぐことを最優先とする旨の操作規則等が満たすべき基本的な性能を備えていなかった。

しかも、操作規則の変更を行った四国地方整備局は、平成8年に変更した操作規則が大規模洪水に対応できないことを承知していた。人命の犠牲を防ぐことを最優先にする意識がなく、無堤防地区である大洲市菅田地区の田畑への浸水被害防止を最優先にしていた。

被告国は、流域住民の同意を得て操作規則を変更したと主張するが、同意をもって操作規則の瑕疵が治癒されるものではない。また、一番重要な大規模洪水の際のデメリット（多大な損害）について説明がなされてはいなかった。

したがって、操作規則等には重大な瑕疵がある。

なお、大東水害最高裁判決については、ダム の 規模 に関 係 する 瑕疵 ではなく、放流方法の定め方に関する瑕疵であるから、射程外である。

3 ダム放流操作の違法性

ダム放流操作責任者は、原則として操作規則等に従いつつも、緊急事態が発生したら、規則の形式的文言に拘束されることなく、法令の原則に立ち戻るとともに、人命優先、被害軽減優先という当然の法理に則り、甚大な犠牲を回避すべく最善を尽くさなければならない。

緊急放流は極力避けるべきであるが、仮に避けられない場合も、緊急放流における放流量の増加率が流入量の増加率を下回り、急激な流量増加、水位上昇を招かないように放流操作しなければならない。河道整備未整備の下流の一定の洪水被害を防ぐためにダムからの放流を一定に制約する場合も、明白に人命の犠牲を伴う蓋然性の高い大規模、急激な放流は確実に避けるべきである。

野村ダム所長、鹿野川ダム所長による事故時の放流操作は、一見操作規則等に則っているかのごとく見えるが、操作規則等の数値の定めによる影響を考え

ずに拘ったのみであって、予測システムが明白に示す重大な危険の切迫した到来に備えて、適切な放流操作を取ることを怠ったことにより、異常な放流量の増加を急激に招く危険極まりない放流操作を行ったにほかならず、両ダムとも急激な放流量の増加を禁止した操作規則、操作細則に違反していたのみならず、法令による要請にも反していた。両ダムの所長において、そのような操作が、二階建ての住宅をも呑み込む激流を発生させ、多数の人命を危険に晒すことは容易に予見可能であった。加えて、このような結果を回避することは操作によって容易に可能であったにも拘らず適切な回避措置を取らなかった。したがって、その操作には少なくとも重大な過失がある。

両ダム事務所が具体的にどのような操作をすべきであったのかについては、第3で既に述べた。

4 ダム事務所の関係機関への通知

緊急放流等により流水の状況に著しい変化が生じる場合、ダム管理者は、ダム下流の被害想定地区の自然的条件等に応じて、関係住民等が確実に避難できるよう、水防活動等に要する時間も加味した十分な時間的余裕をもって知事、市町村長、警察署長等への通知を行わなければならない。最低限操作規則、操作細則に定める一定時間前の規定を厳守すべきである。

通知は、法令が定めるとおり、最低限、流水を放流する日時、放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込を示して行わなければならない。しかし、通知を受ける側が十分にその危険性を認識できないことも十分あり得ることも踏まえ、専門組織であるダム管理者は、当該放流が、住民等にとってどのように危険なもので、どの程度切迫しており、いつまでにどのような場所に避難等を行うべきものかについて、きわめて具体的でわかりやすく伝えるべきである。

野村ダム所長、鹿野川ダム所長による関係機関への通知、特にそれぞれ西予市、大洲市への通知は、操作規則等が定める事前予告時間に違反し、正確な放流時刻、放流量を適切なタイミングで伝えるべき義務にも反し、濃淡の差はあ

るが、いずれも切迫した危険を回避するために最善の努力を尽くしたとは言い難い違法で重大な過失を伴う通知であった。

特に野村ダムの場合には、午前6時20分に異常洪水時防災操作を開始したが、午前6時50分から開始すると伝えていたのに繰り上げて開始し、なおかつ午前6時37分にファックスで異常洪水時防災操作開始を伝えるだけで、事後報告しかしていなかった。しかも、肱川洪水予測システムが1時間以上前から午前6時20分には異常洪水時防災操作開始の水位に達することを知らせており、1時間近く肱川洪水予測システムを見ていないという杜撰極まりないことであった。

5 ダム管理者による一般への周知

一般への周知は、異常洪水時防災操作によって危険な状態に置かれる流域住民への周知を意味する。この一般への周知については、市町村の水防活動とは独立に法令がダム管理者に命じている義務であるから、水防活動に伴う消防団の出動、警察の出動などと連携を取りつつも、自らの責任において、河道の内外を含む、あらゆる被害想定地区における住民、利用者等に対して周知しなければならない。その際、法令に定めるとおり、最低限、立札による掲示のほか、サイレン、警鐘、拡声機等により、被害の可能性がある地域の住民等に確実に伝わるよう警告しなければならない。

この一般への周知の範囲に関して、河道内に限られるとの下級審判例もあるが、住民の安全を確保するために周知を図るのであるから、河道内に限られず、異常洪水時防災操作によって危険な状況に陥る住民に対して行われるべきものである。

野村ダム所長、鹿野川ダム所長による一般周知措置は、警報所のサイレン吹鳴、警報所・警報車のスピーカーによる放送等をしたとされるが、警報所の表示板は「ダム放流中」のみの表示、放送文は、緊急放流後ですら「川の水が急激に増えますので、厳重に警戒してください」のみの、警告の形だけ整えるに

等しいおざなりなものであった。法令が定めるダム管理者の責務である「サイレン、警鐘、拡声器等」による「警告」を実質的かつ適切に行っておらず、堤防周辺住民等に直ちに避難を促す効果を持たないものにすぎなかった。加えて、ダム管理者から直接の周知、警告を受けた住民等が存在するとの証拠もない。

したがって、野村ダム、鹿野川ダム、いずれの管理者の一般周知措置も、不適切、違法であり、被害の回避、軽減に対して貢献しておらず、人命の喪失等に対して故意、未必の故意又は少なくとも重過失の責任がある。

特に野村ダム所長の場合、肱川洪水予測システムが午前5時20分の段階から、午前6時20分から異常洪水時防災操作の開始を伝えている。この時点から異常洪水時防災操作の準備をするとともに、一般的周知の措置をすれば、住民は余裕をもって非難することができた。

さらに、午前6時08分に西予市野村支所長に放流量が1750トンになることを伝えた際には、肱川洪水予測システムを見て伝えている。野村ダム所長は、その時点で早急に異常洪水時防災操作を開始しなければならないことを承知していたはずである。自らが、「大変なことになる」と伝えたように、家屋を呑み込むほどの放流を行うことになるのだから、その危険性を十分に承知している以上、自らの手でその危険な状況を流域住民に伝えて、避難を呼びかけなければならなかった。野村ダムが広報車やサイレンで強く避難を呼びかけたのであれば、午前6時30分までには危険な状況を住民に伝えることができ、5人の人命を失うことはなかった。

6 自治体による避難誘導

ダム管理者から通知を受けた自治体は、水防法、災対法等に基づき、放流の危険性、切迫性に応じて、特に人命の犠牲が決して発生しないよう、的確迅速に避難誘導措置を講じなければならない。仮に通知の意味や危険性がよくわからなければ、直ちにダム管理者に問い返し、その内容に対応した、迅速確実な避難を住民等に対して呼びかけなければならない。

特に、放流量見込みや、水位上昇見込みがわからないまま、漫然と早く避難して下さい、と呼びかけるような避難誘導はかえって住民の危機感を低下させるため、自治体の責任者、消防団の当事者等は、明確にどの地区でどのような被害が想定し得るのか、客観的情報に基づき、切迫感を持った呼びかけを行わなければならない。

あり得ないはずであるが、ダム管理者からの通知を放置したり、放流量情報を住民等に伝えない避難誘導措置は許されない。

このありえないはずのことが西予市においては行われており、午前6時08分に野村ダム事務所から住宅を呑み込むほどの放流量(1750 m³/s)になり、その住宅に留まっている住民の生命に切迫した危険が生じることが伝えられたのに、野村ダム管理者からの通知を放置し、放流量情報を住民等に伝えなかった。

ダム管理者から通知を受けた西予市、大洲市の責任者、担当者には、通知の意味内容すらよく理解せず、適切なタイミングで適切な情報を消防団員や住民に確実に知らせるべき義務を怠った点につき、少なくとも重大な過失がある。

第2 主張の追加（野村ダム事務所の住民への周知義務違反に関して）

ダム事務所は、放流情報を関係機関へ通知するだけでなく、流域住民に対しても周知する義務がある。

野村ダム事務所は、異常洪水時防災操作を開始することについて、流域住民に周知する活動をしなかった。野村ダム所長が西予市野村支所長である土居に「大変なことになる」と伝えたように、放流量が1750 m³/sになり、住民が留まっている住宅を丸呑みするほどの放流がなされることが分かっていたから、何らとっていいほど、周知活動をしていない。

この野村ダム所長の周知義務違反に関して、被告国は、管理が及ぶ河道内

った。その直後に連絡を受けた菅家一夫西予市長は、インタビューで、以下のよう述べている。

「パニックというか想像つかんかったですね。それだけのものを流すということで大変になるな、ということは思いましたけれども。今考えれば、「野村ダムから1700トンくらいのが放流される、危ないから逃げろ。」とかいうことが言えたのかもしれないな、という気はします。やっぱそういうことはしないといけないんだな、と思いますけれども、当時は、冷静にならんといけないのでしょうけど、ちょっと混乱していたと思います。」と述べている（甲B40）。

西予市長は、混乱してパニックになり、1750トンという放流によって、住居が呑み込まれて大変なことになるという状況については予測できたが、冷静にならなければならないのに、それができず、後から考えれば、すべきであった情報提供や避難指示を住民に対してしなかったことを認めている。いわば、西予市の責任を自白しているものといえる。

2 2011年の東日本大震災の防災無線放送との比較

上述したように、午前6時08分に家屋が呑み込まれるほどの放流がなされると連絡を受けたのち、西予市は、新たに住民へ危険を伝えたりしていない。そのことから、西予市の過失は明らかである（福井意見書は重過失と述べている。）が、それ以前の時間帯に行われた防災無線放送においても、十分に情報提供・避難指示がなされておらず、義務違反といえる（福井意見書も同じ）。

この点に関しては、2011年の東日本大震災の防災無線放送と比較してみると、十分に情報提供・避難指示がされていないことがわかる。

東日本大震災で壊滅的な被害を受けた宮城県南三陸町の職員で、最後まで防災無線で町民に避難を呼び掛け、行方不明になって死亡したAさんがいる。Aさんは、避難が必要な役場の部屋からマイクを握って、数時間にわたって連続して避難を呼びかけている（甲B42）。放送の内容は、津波が6メートルにも及ぶこと、津波が引くときは引き潮がきつくて引っ張られることなど、危険性

を具体的に知らせている。これと比べると、西予市の場合、放送は3回だけである。避難所のとなりの支所から放送しているので避難をする必要はなく、録音したものを放送するだけで、危険性を具体的に伝えるものではなく、どの程度の放流で、どの程度の浸水被害を受けるのかも知らせていない。

東日本大震災から7年後に本件水害が生じており、東日本大震災で避難誘導に関してかなりの研究がなされている。西予市がもう少し水害防止に真剣に取り組んでいたのであれば、東日本大震災での教訓を生かして、住民に危険性が伝わる方法で放流情報を伝えたはずである。

第4 両ダム所長が取るべきだった放流操作

本件水害において、両ダム事務所長は放流操作をどのようにすべきであったのか。

1 大規模洪水に対応した操作

野村ダム所長は、2018年7月6日午後2時に、鹿野川ダム所長は翌日午前零時に、四国地方整備局に対して異常洪水時防災操作の申請をしている。しかし、その際に予想される最大放流量は、両ダムの基本計画で定められた最大放流量を下回っていた。

その後、同日午前2時の段階で、異常洪水時防災操作の申請をした気象状況よりも大きく悪くなり、肱川洪水予測システムは、両ダムについて、約2時間後である午前4時頃に、事前放流で確保した洪水調節容量（野村ダムでは250万トン、鹿野川ダムでは580万トン）を使い切ることを伝えていた。気象情報では線状降水帯が両ダムの流域に迫っており、気象庁が異例の記者会見を開いて注意を促した大豪雨が、その後6時間ぐらい続くことを表していた（甲A28解析雨量）。大洪水になる可能性が高いので、大水害を防止するために、平成8年変更の操作規則の洪水調節規定をそのまま運用するのではなく、迫ってくる大洪水に対応した放流操作をする必要があった。両ダム事務所長は四国地方整備局と協議をして、午前2時30分から再度の事前放流をして追加

洪水調節容量（野村ダムでは250万トン、鹿野川ダムでは580万トン）を再度確保し、その後は旧規則のような大規模洪水対応の放流操作（率を80%以上に高く設定した一定率一定量方式）に基づき基本計画で定められた許容放流量（野村ダムでは1000 m³/s、鹿野川ダムでは1500 m³/s）に至るまで放流を続ける操作をすべきであった。

事前放流に関しては、国土交通省本省からの通達を受けて、鹿野川ダムにおいては平成20年と平成24年に事前放流実施要領が作成されている（甲A75、76）。その事前放流の要件として、「気象、水象、その他の状況により、鹿野川ダムの最大流入量が毎秒600立方メートルを超えると予想される時」とされており（同要領5条1号）、肱川洪水予測システムでは、午前2時の段階で、20分後の午前2時20分に最大流入量が600 m³/sを越えると予想されている。

野村ダムについては、なぜか国土交通省本省の通達を無視して、事前放流実施要領が定められていないが、鹿野川ダムと比較して洪水調節容量が少ない（鹿野川ダムが1650万トン、野村ダムが350万トン）ので、鹿野川ダムの実施要領の要件を満たせば、事前放流を実施すべきである。肱川洪水予測システムでは、午前2時の段階で、1時間半後の3時30分に最大流入量が600 m³/sを越えると予想されているので、実施要領の要件を満たしている。

しかし、両ダム所長は、大規模洪水によって人命を失うなどの多大な被害が生じることを予想しながら、何らの対策を講じることなく、操作規則に基づく放流操作を行った。四国地方整備局も大規模洪水によって人命を失うなどの多大な被害が生じることを予想しながらダム所長に何らの指示もしなかった。

2 急激な放流を避けるための操作

野村ダムにおいては、2018年7月6日に異常洪水時防災操作の申請をした段階での予想では、操作規則が禁止する急激な放流になっていなかった。しかし、翌日（7月7日）午前4時20分には、肱川洪水予測システムは午前6

時30分から異常洪水時防災操作に入り、流入量と同量の放流をすることになるので、急激な放流になることを知らせている。野村ダム事務所長は、急激な放流を回避するため、午前4時20分から、放流量を操作細則が許容する10分に39 m³/s ずつに増やしていく必要があった。

鹿野川ダムにおいては、2018年7月7日零時に異常洪水時防災操作の申請をした段階での予想では、操作規則が禁止する急激な放流になっていなかった。しかし、午前5時40分には、肱川洪水予測システムは午前7時40分から異常洪水時防災操作に入り、流入量と同量の放流をすることになるので、急激な放流になることを知らせている。鹿野川ダム事務所長は、急激な放流を回避するため、午前5時40分の時点から、放流量を操作細則が許容する15分に100 m³/s ずつ増やしていく必要があった。

しかし、両ダムとも、前倒しして放流量を増やし、急激な放流量の増加を回避する措置をしなかった。その結果、両ダムとも操作規則が禁止する放流量の増加を招き、それが許容されている増加量の10倍を超える増加量であったため、大事なものを持ち出せないだけでなく、逃げ遅れて亡くなる者が出た。

仮に、前倒しして放流量を増加しておけば、野村ダムの場合、流域住民は気になって河川の状態を見に行っており、増えてくる水量に危機を感じて、住民が相互に呼び掛けたりしながら、早めに避難をしたはずであり、死者はでなかった。

第5 大規模洪水に対応できない操作規則であることの四国地方整備局の認識

1 大規模洪水に対応できないこと

被告国は、「平成8年変更の操作規則が大規模洪水に対応できないわけではない。」と主張しているが、四国地方整備局が平成8年に操作規則を変更する際に作成した説明資料の中の大規模洪水の場合のデメリットの図（グラフ）（甲A48）や平成27年に四国地方整備局が作成した「操作規則の変更」というパンフレットの大規模洪水の場合のデメリットの図（グラフ）（甲A15）を見れば、平成8

年変更の操作規則が大規模洪水に対応できないことは明らかである。

2 平成16年、平成17年の水害

このことは、机上のことだけではなく、実際に平成16年、平成17年の水害において、実証されていた。

平成16年と平成17年には合わせて3回台風による水害が発生している。平成17年11月18日に、国土交通省大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、愛媛県の協議資料として配布された「肱川のダム操作について」の資料を見ると、旧規則を適用した場合に平成16年・17年洪水にどのような差が出るのかについて、新旧規則を比較して検討している。

そこで取り上げられたのは平成16年23号台風と平成17年14号台風である。そして、中規模洪水である平成16年23号台風の場合には「顕著な効果を発揮しました。」とし、大規模洪水である平成17年14号台風の場合には「ダムの調整効果は限定的なものとなりました。」と報告されている。

3 不可解な平成16年16号台風の不記載

しかし、一番被害が多かった平成16年16号台風の場合が記載されていない。平成16年16号台風では、鹿野川ダムへの最大流入量が毎秒2007トン（甲A11、27頁）であり、家屋の床上浸水が271戸であった。西大洲地区のコンビニは天井まで浸水した。平成16年・平成17年の大水害を受けて操作規則の効果について検討しているわけであるから、一番被害が大きかった水害を記載していないのは不可解である。

平成17年12月、「大洲の水害を考える会」からの依頼によって国土問題研究会（京都大学土木工学部の元教授らによって構成されている団体）が、「肱川の治水を考える」を発行し、平成16年台風16号についての新旧規則での効果を比較している別紙1（甲A65 28、29頁）。これによると、新規則を適用して行われた実際の場合には、最大流入量1931 m³/sで、異常洪水時防災操作を開

始して最大放流量が1832 m³/sになっていて、最大流入量をあまりカットできていない。そのために多大な被害が生じた。

これに対して旧規則では、異常洪水時防災操作を回避することができて、最大放流量を1157 m³/sに抑えている。旧規則であれば、放流によって越水することがなく、市街地での被害はほとんどなかったと言えるので、新規則の問題点が明らかになっている。

4 新規則の危険性を隠ぺいしようとしていた四国地方整備局

仮に、平成17年11月18日に行われた国土交通省大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、愛媛県の協議の場において、平成16年16号台風について新旧規則の比較の資料が提出されていたのであれば。その協議の場にはマスコミも取材していたのであろうから、旧規則であれば平成16年16号台風の多大な被害は生じなかったと報道したはずである。報道を受けて、被害住民は驚きと怒りを感じて、「操作規則を平成8年変更前の規則に戻すように。」という流域住民の声があがったはずであった。

資料を作成したのは四国地方整備局の国土交通省大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所のいずれかであろうが、平成16年・17年の大水害について新旧規則の効果を検討している以上、一番被害が大きかった平成16年16号台風について検討しなかったとは考えられない。

とすると、意図的に平成16年16号台風についての新旧規則の比較を外して資料を作成したことになる。

四国地方整備局の側で新規則の危険性を隠ぺいしようとしなければ、被害を受けた住民の要望を受けて、大規模洪水に対応できない新規則が変更されたはずである。そうであれば、本件水害が生じなかったわけであり、9名の生命が奪われることもなかった。

5 平成16年16号台風のもう1つの不可解さ

鹿野川ダムの統計資料によれば、「肱川の治水を考える」に記載されているように、平成16年16号台風の最大流入量は $1931\text{ m}^3/\text{s}$ である（甲A65）。四国地方整備局の大規模洪水と中規模洪水の区別は、最大流入量を $2000\text{ m}^3/\text{s}$ としている。とすれば、平成16年16号台風は中規模洪水となる。中小規模洪水に対応できるはずの新規則が中規模洪水においてさえ対応できなかったことになる。新規則の瑕疵がさらに明らかになったはずである。

しかし、本件水害後の「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」の資料（甲A11）によれば、平成16年16号台風の最大流入量は $2007\text{ m}^3/\text{s}$ と記載されている（27頁）。平成16年16号台風を大規模洪水にしないと従来の説明と矛盾するために、統計資料と異なる数値を記載している。

第6 国土交通省本省の大規模洪水対策を強く求める通達

1 四国地方整備局は、平成13年に国土交通省本省が示した一定率一定量方式を原則とする操作規則の記載例を無視して、平成8年に変更した操作規則の再度の変更をしなかった。大規模洪水に対応した操作規則によって多大な被害の発生を防止するという姿勢が四国地方整備局にはない。

2 豪雨災害対策緊急アクションプラン

国土交通省は、2004年12月10日に「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を取りまとめた。

その中では防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用実施として、実施すべき施策として、「降雨予測技術の進展も踏まえた、ダムの機能をより効果的に発揮させるための操作ルールの変更」を定め、期間・数値目標等としては、「平成16年度中に雨量データの分析を行い、ガイドラインを作成。平成17年度から、直轄・水機構のすべてのダムについて速やかに事前放流等について検討し、その結果に基づき、操作規則の変更も含めて随時実施。一定規模以

上の補助ダムについても同様に実施」としている。

さらに、緊急的に対応する具体的施策（主なもの）として、「ダムの操作ルールは、計画に基づき、洪水調節と利水容量を明確に区分して管理することが基本とし、降雨予測技術を活用した事前放流などダムの機能をより有効に活用できるように操作ルールを変更（本年度から分析開始。結果に基づき、随時実施）」とした。

この具体的施策の計画に基づきの「計画」とは、「ダムの基本計画」を指している。「計画に基づき」とは、基本計画を実現するために、洪水調節を行うことをさしているはずである。とすると、基本計画の実現ができない操作規則の場合、計画に基づき洪水調節を管理することにはならない。あくまでも、基本計画を実現するように洪水調節を行うことを指しているはずである。

そして、2005年3月30日、各地方整備局長あてに、「国土交通省所管ダムにおける事前放流の実施について」とタイトルで「貴所管ダムについて速やかに事前放流等を検討し、その結果に基づき、随時実施された。」という通達を出している。

この国土交通省の通達は、地球温暖化の影響を受けて、今まで以上の豪雨による洪水が予想されるために、既存の大規模洪水にも対応できる一定率一定量の放流方式だけでは不十分であるとの認識に基づいて、より治水効果を上げるために洪水調節容量を確保するための事前放流の実施を促しているわけである。

上記の通達を受けて、鹿野川ダムの場合には事前放流の実施要領を作成しているが、野村ダムの場合には事前放流の実施をしていない。

しかし、四国地方整備局としては、平成8年に変更した操作規則が大規模洪水に対応できないことを承知しているのだから、今まで以上の豪雨の対策を本省から促されている以上、事前放流を実施する以前の問題として、大規模洪水に対応できない操作規則をそのままにしておくことはできないはずである。大規模洪水対策の必要性について十分に認識させられたはずである。それにもかかわらず大規模洪水に対応できない操作規則を是正しようとしなのは、明らかな違法行為

と言える。

以上

平成 16 年台風 16 号

黄色と青は同じ水量

旧規則の放流量

新規則の放流量

